

# ケーブルプラスでんき需給約款

平成 28 年 11 月 1 日実施

KDDI 株式会社

# 目 次

I 総 則.....	1
1 適用 .....	1
2 約款の変更 .....	1
3 定義 .....	1
4 単位および端数処理.....	3
5 実施細目 .....	3
II 契約の申込み .....	4
6 需給契約の申込み.....	4
7 需給契約の成立および契約期間.....	4
8 需要場所 .....	4
9 需給契約の単位 .....	5
10 供給の開始 .....	6
11 承諾の限界および遵守事項.....	6
III 契約種別および料金 .....	7
12 契約種別.....	7
13 でんきMプラン .....	7
14 でんきLプラン.....	8
IV 料金の算定および支払い.....	10
15 料金の適用開始の時期 .....	10
16 検針 .....	10
17 料金の算定期間 .....	10
18 使用電力量の計量.....	10

19	料金の算定 .....	10
20	日割計算.....	10
21	料金等の支払い.....	11
22	最低利用期間.....	11
23	延滞利息.....	11
V	提携事業者に対する債権の譲渡等.....	13
24	ケーブルプラスでんきに係る債権の譲渡等.....	13
VI	提携事業者に対する業務の委託等.....	14
25	ケーブルプラスでんきに係る業務委託等.....	14
VII	使用および供給 .....	15
26	適正契約の保持 .....	15
27	力率の保持 .....	15
28	需要場所への立入りによる業務の実施.....	15
29	電気の使用にともなうお客さまの協力 .....	15
30	違約金 .....	16
31	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	16
32	損害賠償の免責 .....	17
33	設備の賠償 .....	17
VIII	契約の変更および終了 .....	18
34	需給契約の変更 .....	18
35	名義の変更 .....	18
36	氏名等の変更 .....	18
37	需給契約の廃止 .....	19
38	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算 .....	19
39	解約等 .....	19
40	需給契約消滅後の債権債務関係 .....	20

IX 供給方法および工事 .....	21
41 供給設備等の施設.....	21
X 工事費の負担 .....	22
42 工事費負担金.....	22
43 工事費負担金の申受けおよび精算.....	22
44 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け .....	22
XI 調査および保安に対するお客さまの協力 .....	23
45 調査に対するお客さまの協力 .....	23
46 保安に対するお客さまの協力 .....	23
附    則 .....	24
1 本約款の実施期日 .....	24
別    表 .....	25
1  でんきMプラン料金表 .....	25
2  でんきLプラン料金表 .....	30
3  再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	32
4  燃料費調整 .....	33
5  使用電力量の協定 .....	36
6  日割計算の基本算式 .....	37

# I 総 則

## 1 適用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このケーブルプラスでんき需給約款（以下「本約款」といいます。）によります。
- (2) 本約款は、当社の別に定める区域に適用いたします。

## 2 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）を説明いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の概要を説明し、変更された税率にもとづき、本約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (3) (1)または(2)に基づく説明の際（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、当社は、本約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、当社は、(1)または(2)に基づき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、本約款の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下、同じです。）ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせを省略いたします。

## 3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

- (2) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (5) 契約主開閉器  
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (6) 契約電流  
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (7) 契約容量  
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (8) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (10) 貿易統計  
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (11) 平均燃料価格算定期間  
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
- (12) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第 18 条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

(15) 離島供給約款

電気事業法第 21 条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

#### 4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5 実施細目

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。

### 7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。本項に基づき需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、当社は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

### 8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

## 9 需給契約の単位

当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

## 10 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 11 承諾の限界および遵守事項

- (1) 当社は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（当社または当社が本約款に基づき電気を供給するにあたり提携する事業者（以下「提携事業者」といいます。）の他のサービスの料金、および、既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、サービスの利用状況（当社または提携事業者の他のサービスの利用状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
- (2) お客さまは、本約款に基づき供給される電気を使用されるにあたり、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
  - イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。
  - ロ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
  - ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うこと。
  - ニ 当社または提携事業者のサービスの運営を妨げる行為。

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 12 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）
	東北電力エリア	でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）
	東京電力エリア	でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）
	中部電力エリア	でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）
	北陸電力エリア	でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）
	四国電力エリア	でんきMプラン（四国）
	九州電力エリア	でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）

#### 13 でんきMプラン

##### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

北海道，東北，東京， 中部，北陸，九州	契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。
四国	使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

##### (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方

式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道, 東北, 東京, 中部, 北陸, 九州	<p>イ 契約電流は, 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし, お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は, 契約電流に応じて, 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし, お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 一般送配電事業者は, 電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
四国	<p>ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。</p>

(4) 料金

基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は別表 1 (でんきMプラン料金表) のとおりといたします。

料金は, 別表 1 (でんきMプラン料金表) によって算定された金額および別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 別表 4 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4 (燃料費調整) (1)ロ(イ)に該当する場合は, 別表 4 (燃料費調整) (1)ロ(イ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表 4 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)に該当する場合は, 別表 4 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (別表 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

14 でんきLプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で, 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり, かつ, 原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

### (4) 料金

基本料金および電力量料金は別表2（でんきLプラン料金表）のとおりといたします。

料金は、別表2（でんきLプラン料金表）によって算定された金額および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、別表4（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表4（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、別表4（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 15 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

### 16 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに一般送配電事業者が行ないます。

### 17 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

### 18 使用電力量の計量

- (1) 当社は、一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、17（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表5（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

### 19 料金の算定

- (1) 料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

### 20 日割計算

- (1) 当社は、19（料金の算定）の場合は、次により料金を算定いたします。  
イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) (1)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

## 21 料金等の支払い

- (1) お客さまは 19（料金の算定）および 20（日割計算）で算定した料金の支払いについて、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

## 22 最低利用期間

- (1) 12（契約種別）で定める契約種別には最低利用期間があります。最低利用期間は 15（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日から起算して 1 年間といたします。
- (2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、当社が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払を要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

	税抜額
解約違約金	2,000 円

- (3) 当社は、当社が別に定めるところにより、(2)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

## 23 延滞利息

お客さまは、料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含

む期間についても、365日当たりの割合といたします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## V 提携事業者に対する債権の譲渡等

### 24 ケーブルプラスでんきに係る債権の譲渡等

- (1) お客さまは、本約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が提携事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社および提携事業者は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、当該提携事業者の契約約款等に定めるところによります。

## VI 提携事業者に対する業務の委託等

### 25 ケーブルプラスでんきに係る業務委託等

お客さまは、本約款の規定に基づくお客さまからの各種申告の受理、およびお客さまへの各種お知らせ等に関する業務を当社が提携事業者その他の第三者に業務委託することを承認していただきます。この場合において、当社は、お客さまへの個別の通知又は委託承認の請求を省略するものとします。

## Ⅶ 使用および供給

### 26 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

### 28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 46（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 37（需給契約の廃止）(1)または 39（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に

施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

### 30 違約金

- (1) お客さまが 39（解約等）(1)ニ(ニ)から(ハ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

### 31 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 電気の需給上やむをえない場合
- ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ニ 非常変災の場合
- ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

## 32 損害賠償の免責

- (1) 31（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 39（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 33 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## Ⅷ 契約の変更および終了

### 34 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) の場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、当社は、当該説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、当社は、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

### 35 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

### 36 氏名等の変更

お客さまは、その氏名、名称または請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。なお、その変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、本約款で規定する当社からお客さまへのお知らせに関し、当社が届出を受けている氏名、名称または請求書の送付先への郵送等のお知らせをもって、そのお知らせを行ったものとみなします。

### 37 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

### 39 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

イ お客さまが、21（料金等の支払い）(1)で定める期日までに料金その他の債務を支払われない場合

ロ お客さまが本約款で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または当社または提携事業者の提供する他のサービスの利用料金等の債務を当社の定める期日までに支払われない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合

- (イ) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
- (ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (ハ) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
- (ヘ) 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
- (ト) 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- (フ) 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ お客さまが、お客さまの需給地点を含む地域を営業区域とする提携事業者の営業区域外に転出された場合

- (2) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、当社はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、37（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

#### 40 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## IX 供給方法および工事

### 41 供給設備等の施設

- (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送供給等約款に基づき，一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送供給等約款に基づき当該施設に協力していただくとともに，一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けることがあります。
- (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (3) お客さまの希望によって引込線の位置変更工事や，計量器および計量に必要な付属装置等の取付位置を変更する場合，託送供給等約款に基づき実費相当額をお客さまから申し受けることがあります。

## X 工事費の負担

### 42 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとみなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

### 43 工事費負担金の申受けおよび精算

42（工事費負担金）により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

### 44 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

## XI 調査および保安に対するお客さまの協力

### 45 調査に対するお客さまの協力

一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

### 46 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
  - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

## 附 則

### 1 本約款の実施期日

本約款は、平成 28 年 11 月 1 日から実施いたします。

## 別 表

### 1 でんきMプラン料金表

#### (1) でんきMプラン（北海道）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	310円00銭
契約電流15アンペア	465円00銭
契約電流20アンペア	620円00銭
契約電流30アンペア	930円00銭
契約電流40アンペア	1,240円00銭
契約電流50アンペア	1,550円00銭
契約電流60アンペア	1,860円00銭

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円79銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27円51銭
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30円89銭

##### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	228円00銭

#### (2) でんきMプラン（東北）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額

契約電流10アンペア	300円00銭
契約電流15アンペア	450円00銭
契約電流20アンペア	600円00銭
契約電流30アンペア	900円00銭
契約電流40アンペア	1,200円00銭
契約電流50アンペア	1,500円00銭
契約電流60アンペア	1,800円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円02銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円62銭

八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	238円00銭

(3) でんきMプラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	260円00銭
契約電流15アンペア	390円00銭
契約電流20アンペア	520円00銭
契約電流30アンペア	780円00銭
契約電流40アンペア	1,040円00銭
契約電流50アンペア	1,300円00銭
契約電流60アンペア	1,560円00銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24円07銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円79銭

#### 八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	214円39銭

#### (4) でんきMプラン（中部）

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	260円00銭
契約電流15アンペア	390円00銭
契約電流20アンペア	520円00銭
契約電流30アンペア	780円00銭
契約電流40アンペア	1,040円00銭
契約電流50アンペア	1,300円00銭
契約電流60アンペア	1,560円00銭

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円14銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円22銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円89銭

#### 八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額

1契約につき	235円00銭
--------	---------

(5) でんきMプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	220円00銭
契約電流15アンペア	330円00銭
契約電流20アンペア	440円00銭
契約電流30アンペア	660円00銭
契約電流40アンペア	880円00銭
契約電流50アンペア	1,100円00銭
契約電流60アンペア	1,320円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19円75銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21円31銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	164円88銭

(6) でんきMプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額	
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円00銭
	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円51銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24円53銭
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円73銭

(7) でんきMプラン（九州）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約電流10アンペア	270円00銭
契約電流15アンペア	405円00銭
契約電流20アンペア	540円00銭
契約電流30アンペア	810円00銭
契約電流40アンペア	1,080円00銭
契約電流50アンペア	1,350円00銭
契約電流60アンペア	1,620円00銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円91銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21円00銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23円73銭

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	286円72銭

## 2 でんきLプラン料金表

### (1) でんきLプラン（北海道）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310円00銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円79銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27円51銭
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30円89銭

### (2) でんきLプラン（東北）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円00銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円02銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円62銭

### (3) でんきLプラン（東京）

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24円07銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円79銭

(4) でんきLプラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円14銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円22銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円89銭

(5) でんきLプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19円75銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21円31銭

(6) でんきLプラン（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270円00銭

## □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円91銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21円00銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23円73銭

## 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の起算日から翌年の5月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可

能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 4 燃料費調整

##### (1) 燃料費調整額の算定

###### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および $\gamma$ は、料金種別ごとに以下の通りといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
でんきMプラン（四国）	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	$\alpha = 0.1490$	$\beta = 0.2575$	$\gamma = 0.7179$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	37,200円
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	31,400円
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	44,200円
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	45,900円
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	21,900円
でんきMプラン（四国）	26,000円
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	33,500円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

#### イ でんきMプラン（四国）

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	17銭8厘

#### ロ イ以外

		税抜額
でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	1キロワット時につき	17銭9厘
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	1キロワット時につき	20銭1厘
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	1キロワット時につき	21銭1厘
でんきMプラン（中部）	1キロワット時につき	21銭2厘

でんきLプラン（中部）		
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	1キロワット時につき	14銭6厘
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	1キロワット時につき	16銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

5 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けられた計量器の計量による場合

参考のために取り付けられた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

## 6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ でんきMプラン（四国）

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ でんきMプラン（北海道）

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

#### ハ その他の料金種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

二 イ、ロまたはハによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

19（料金の算定）(1)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。